

専門委員会委員の会員からの公募制度導入に関する申し合わせ

1. 背景

専門委員会（以下、「委員会」という）委員については、会員サービス向上の観点から、幅広く会員から募集するため、公募制度の具体的内容を下記のとおり申し合わせる。

2. 対象とする委員会

下記委員会については、原則として、委員の一部を電気学会会員から公募する。

1) 調査専門委員会

当該部門の基盤あるいは重点とする分野の特定の研究調査項目につき、活動の目的、範囲を明確にし、2～3年以内に完結するもの。

2) 協同研究委員会

委員からの参加負担のみで運営されるもの。産学協同の研究調査、ワークショップ、シンポジウム、勉強会等を開催

3) 特別専門委員会

本会外の団体あるいは企業等から研究調査委託金を受けて活動するもの。

3. 委員募集、参加決定の方法

1) 委員募集のための委員会委員公募案内（様式 1）は各委員会で作成し、設置趣意書とともに、当該委員会の設置について審議する技術委員会および部門研究調査運営委員会に提出する。

2) 部門研究調査運営委員会で当該委員会の設置が承認された段階で、公募のための手続きを開始する。

3) 公募の案内は、委員会委員公募案内をHPへ掲載することなどにより行う。

4) 公募による委員の募集は若干名とする。

5) 各委員会は、委員会設置提案時に、公募による委員の増も考慮して委員の選定を行う。

6) 各委員会は、公募にあたり、応募いただきたい方の専門分野、経験などを明確化する。

7) 公募にあたっては、1名/1機関の原則など、委員選定にあたっての規程は遵守する。このため、応募者に対する最終的な参加可否の決定権は当該委員会の委員長にあるものとする。

8) 電気学会事業サービス課は、提出された委員会委員公募案内をHPへ掲載する。

9) 公募にあたっての問合せ、受付窓口は当該委員会とする。

10) 原則として、上記「対象とする委員会」については、すべて公募を行うこととする。公募を行うことがふさわしくない委員会については、その理由を部門研究調査運営委員会が妥当と判断した場合のみ公募を行わないこととする。なお、この場合にはその理由について研究調査会議に報告する。

11) 協同研究委員会の委員公募にあたっては、委員としての負担を明確化する。

(付則)

1. 平成 13 年 9 月 3 日、調査会議にて承認
2. 平成 16 年 3 月 3 日、理事会において一部改正。
3. 令和 4 年 4 月 6 日、研究調査会議にて一部改正

委員会委員公募案内

委員会名 (所属部門) 【技術委員会】		委員会での調査・検討項目の概要、委員長のメッセージ等 (100字程度)	
設置期間	西暦年 月～西暦年 月 (和暦年 月～和暦年 月)		
委員長名 (所属)			
委員会開催頻度			
問合せ ・ 公募 受付 先	氏名 (所属)		
	E-mailアドレス		
応募いただきたい方の 専門分野、経験など			
応募締切	西暦年 月 日		
協同研究委員会の場合の委員の負担		円/年	